

沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅰ

～ 琉球政府金融検査庁の変遷 ～

小 谷 融

沖縄県公文書館には、琉球政府金融検査庁の公文書が「琉球政府金融検査庁文書」として722点、「八一会文書」として435点、合計1,157点が所蔵されている。沖縄本土復帰50年の2022年5月15日に『琉球政府時代の証券史』を上梓したが、今後の研究課題としてこれらの公文書の調査が残されていた。調査を始めると、これらの公文書には、琉球政府の出版物、元職員による著書、各金融機関・証券会社等の周年史や先行研究等において、記述のない事項や頭出しはあるが説明のない事項が多数見受けられる。琉球政府時代における沖縄の経済・金融・社会が持つ多くの豊潤な歴史について学ぶことは、今の沖縄を正しく理解するうえでも、また、日本全体あるいは沖縄における株式会社や金融証券市場のあり方を考えるうえでも、多くのヒントを与えてくれるはずだ。これらの出来事を紹介していきたい。

ただし、金融検査庁から沖縄県に引き継がれなかった公文書が多数あること、また沖縄県に引き継がれた公文書が沖縄県公文書館に移管されるまでの間に散逸したものもかなりあること等から、沖縄県公文書館に金融検査庁のすべての公文書が体系的に所蔵されているというものではない。したがって、沖縄県公文書館が所蔵する公文書のみでは、全体像が分からない事項もでてくる。それについては、所蔵されている公文書や他の書物等からその部分を推察したうえで全体像を俯瞰することになる。

初回は、沖縄県公文書館が琉球政府金融検査庁の公文書を所蔵するに至る経緯およびその公文書の概要、調査対象である琉球政府金融検査庁の変遷および琉球政府内における金融検査庁の所掌事務の範囲を明らかにすることにより、次回以降の各論紹介につなげていく。

1. 沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書

(1) 沖縄県公文書館

米国は戦後の沖縄を統治するため1945年4月、米国海軍軍政府を設立した。その後、海軍軍政府から陸軍軍政府への軍政移管を経て、1950年12月には形式的に軍政から民政へ移管し、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands）が設置される。一方、沖縄側の民政機構は、沖縄諮詢会¹⁾、沖縄民政府²⁾、全琉球を4つの群島（沖縄・宮古・八重山・奄美）に分けて設置した各群島民政府³⁾、琉球臨時中央政府を経て、米国民政府は1952年2月29日、米国民政府布告第13号「琉球政府の設立」を公布し、

1) 1945年8月15日米国海軍軍政府副長官「仮沖縄人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明」。米軍政府・米国民政府の布告・布令・指令等の和訳は月刊沖縄社編「1983」を用いた。以下同じ。

2) 1946年6月24日米国海軍軍政本部指令第156号「沖縄民政府創設に関する件」。

3) 1950年8月4日米国軍政府布令第22号「群島組織法」。

同年4月1日に立法⁴⁾（立法院）、行政（行政府）および司法（裁判）の三機関を備える琉球政府を創設した。しかし、同布告第2条では、「琉球政府は、琉球における政治の全権を行うことができる。ただし、米国民政府の布告⁵⁾、布令および指令に従う」とされていた。これは、琉球政府に三権の自主的な行使は認めるが、米国民政府の命令に従わなければならないというものである。これにより米国民政府の管理下に琉球政府を置く、米国民政府が一切の拒否権を留保したうえで沖縄の民政を琉球政府に任せるという間接統治が形成された。この間接統治は1972年5月15日に施政権が日本に返還されるまで続く。

琉球政府は、本土復帰にあたり、1971年9月14日総務局長総文第51号「文書・資料等の保存管理について（依命通達）」⁶⁾において、「各行政機関において現在保存または保管されている文書・資料および今後作成される文書・資料等は、保存または保管期間を経過しても、本土復帰の際に、国の機関または沖縄県に移管されるまで、原則として廃棄処分しないものとする（行政府文書管理規程第90条第3項参照）」として、1970年1月1日訓令第1号「行政府文書管理規程」⁷⁾第90条第3項の「文書主管課長は、保存期間を経過した保存文書であっても、主務課長がなお保存の必要があると認めるときは、さらに保存期間を定めてこれを延長して保存することができる」を適用し、琉球政府文書の散逸を回避する手段を講じた。本土復帰直前の1972年1月22日総務局長総文第6号「公文書の引継要領について（依命通達）」⁸⁾において、具体的な引継ぎ方法が次のように定められている。これによると、本土復帰後、国の業務となる部署⁹⁾の公文書も第1・1・(4)に従い沖縄県に引き継ぐこととなった。

「公文書類の引継要領

第1 文書引継の基本方針

1 現在および復帰直前に琉球政府が保有する次の公文書類（資料を含む。以下同

-
- 4) 琉球政府下における法体系は、①米国民政府によって制定された布告・布令・指令等、②1952年に設立された琉球政府が議会（立法院）を通じて制定した立法、③日本法で琉球政府現行法規として効力を有した法令の三つのものからなっていた。
 - 5) 布告は占領政策の最も重要な事項について発布されるもの、布令は住民に対し効力を有する立法的性格を帯びた規定、指令は琉球政府行政主席に発布し、主席もしくは行政機関ならびに個人の行為を指示する立法的性格を有しない行政命令である（1951年6月14日米国民政府 沖縄群島議会議長宛「法令の解釈について」南方同胞援護会編 [1972] 432頁～433頁）。
 - 6) 沖縄県公文書館所蔵資料『庶務関係例規1969年～1972年』（資料コード0000147979）「文書・資料等の保存管理について（依命通達）」。
 - 7) 琉球政府の立法、規則および訓令等は、その公布日の公報に登載されている。琉球政府公報は、沖縄県公文書館のホームページ 資料検索＞公報＞琉球政府公報 から閲覧することができる。以下同じ。
 - 8) 沖縄県公文書館所蔵資料『公文書類の引継要領に関する依命通達』（資料コード R00160285B）「公文書類の引継要領について（依命通達）」。
 - 9) 琉球政府の業務と職員の日本政府への引継ぎは、昭和46年法律第129号「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」第31条～第33条および昭和47年政令第149号「沖縄の復帰に伴う琉球政府の権利義務の承継等に関する政令」において定められた。

じ。)は、沖縄県に引き継ぐものとする。

- (1) 県政に相当する琉球政府の文書
 - (2) 市町村・公社公団等対外機関から琉球政府が受け取った文書
 - (3) 米国民政府・高等弁務官府およびその前身機関等から琉球政府およびその前身機関等が受けた文書
 - (4) 国政に相当するものであっても、琉球政府が処理し、完結した文書および保存年限を過ぎた文書
- 2 国の機関に引き継ぐ事案に係る文書は、現地保存を原則として、県内の当該出先機関に引き継ぐ。
- 3 琉球政府各機関が現在保有する文書は、完結または保存年数を過ぎても、廃棄しないものとする。

第2 以下(略) 」

これに従い沖縄県に引き継がれた琉球政府文書は、琉球政府物資保管所を「沖縄県文書管理保存所」とする倉庫で保管された。その後、数カ所への移転・分散を経て、最終的に沖縄県立図書館から1995年8月に開館した沖縄県公文書館に約15万4千点が移管され、同館で保存することとなった¹⁰⁾。

(2) 琉球政府金融検査庁文書

金融検査庁長は1972年3月8日、前述の通達に従い総務局長に対し、金総第61号「琉球政府の保有する公文書類冊数集計について(回答)」により、県政に相当する文書257点、国政に相当する文書1,519点、国政に相当する資料551点、合計2,327点と回答している¹¹⁾。併せて、同通達が求めている保有文書目録を提出した¹²⁾。

沖縄県公文書館において、琉球政府文書とは、琉球政府と琉球政府設立以前に設置された行政組織(沖縄諮詢会、各民政府、各群島政府等)の公文書等をいう。これらの目録の分類については、琉球政府設立以前に設置された行政組織と、復帰直前の琉球政府に設置されていた行政事務部局10局(総務局・企画局・主税局・法務局・農林局・通商産業局・建設局・厚生局・労働局・文教局)1室(復帰対策室)、宮古・八重山支庁、会計検査院および人事委員会ならびに立法院の17項目で編成し、さらに当該組織内構造に準じて細分化されている。前述の分類基準に従い通商産業局の外局であった金融検査庁の公文書は、通商産業局のなかの「金融検査庁 総務課」、「金融検査庁 銀行課」、「金融検査庁 理財課/金融課」(以下、この3つを「琉球政府金融検査庁文書」という)として所蔵されている。この琉球政府金融検査庁文書は、前述「公文書の引継要領について(依命通達)」に基づき、金融検査庁より沖縄県に引き継がれたものである。金融検査庁の業務は国の沖縄開発

10) 豊見山和美 [2000] 31頁～32頁。

11) 沖縄県公文書館所蔵資料『雑書』(資料コード R00070899B)「琉球政府の保有する公文書類冊数集計について(回答)」。

12) 沖縄県公文書館所蔵資料『保有文書目録 公印印影簿』(資料コード R00070914B)。

庁沖縄総合事務局財務部に引き継がれたが、金融検査庁文書は国ではなく沖縄県に引き継がれたということ。

琉球政府金融検査庁文書のリストは、沖縄県公文書館ホームページ 資料検索＞所蔵資料検索＞通産局＞金融検査庁で検索できるが、その点数722点¹³⁾は前述の金融検査庁長が総務局長に提出した保有文書目録の2,327点よりもかなり少ない。金融検査庁作成の保有文書目録に記載されているが、琉球政府金融検査庁文書リストにないものとして、琉球政府1957年立法第111号「証券取引法」に基づき、各企業から行政主席に提出された有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類がある。これらの開示書類は、同法により5年間の公衆縦覧期間が定められていた。開示書類は企業研究を行う際に必要となる書類であり価値のあるものだ。しかし、法定の公衆縦覧期間制度の趣旨を考慮すると、沖縄県に引き継がれた公文書等を保存するか否かを決定する1978年12月に設置された「琉球政府文書保存・廃棄検討委員会」が定めた評価選別基準¹⁴⁾において、廃棄と決定されたのではないかと推察される。また、公文書等が金融検査庁から沖縄県に引き継がれた後、沖縄県公文書館に移管されるまでの間に置かれていた劣悪な保管状況¹⁵⁾を考慮すると散逸したものもかなりあったようだ。

沖縄県公文書館の琉球政府金融検査庁文書リストをみると、次の「封鎖債権等調査票」と各金融機関の法定調書が過半を占めている。

① 封鎖債権等調査票：財団法人沖縄財団理事長は1964年1月10日、日本政府総理府特別地域連絡局長宛てに沖財第6号「旧沖縄県並びに県下市町村財産の処理についての要望」を提出している。これは沖縄財団が保管している旧沖縄県各市町村所有の戦災保険金および日本勧業銀行株式の早期支払いを日本政府に求めているものだ。それと同時に、沖縄市町村会長および沖縄市町村議会議長会長は1964年3月17日、琉球政府立法院議長宛てに「旧沖縄県各市町村の所有する財産の早期支払いの促進要望について」と題する陳情書を提出した。立法院は、この陳情書を採択し、行政府において処理するように指示。これを受けた行政府内政局長は1964年8月21日、金融検査部長宛てに内総第1007号「旧沖縄県各市町村の所有する財産の早期支払の促進要望に関する陳情書について（送付）」を発出し、金融検査部で処理するように通知した。ここまでは沖縄県公文書館所蔵資料¹⁶⁾で確認することができる。この後、金融検査部が各市町村に発出した通達は見当たらないが、この封鎖債権等調査票は金融検査部が各市町村の保有する財産を確認するために求めたものと思われる。

② 各金融機関の法定調書：琉球政府1954年立法第63号「銀行法」や1953年立法第68号

13) 金融検査庁722点の内訳は、金融検査庁総務課412点、金融検査庁銀行課233点、金融検査庁理財課/金融課77点となっている。

14) 西山絵里子 [2019] 17頁。

15) 西山絵里子 [2019] 16頁～18頁。

16) 沖縄県公文書館所蔵資料『旧沖縄県並びに県下各市町村財産の処理について』（資料コードR00070861B）。

「相互銀行法」等に基づき金融機関が金融検査庁に提出した法定調書である「業務報告書」、「支払準備金報告書」、「貸付金調査票」、「金融月報」、「外国為替月報」、「不良債権償却証明書」等。

金融検査庁内での決裁文書は以外と少ない。これは、金融検査庁が前述「公文書の引継要領について（依命通達）」の引継要領第1の2「国の機関に引き継ぐ事案に係る文書は、現地保存を原則として、県内の当該出先機関に引き継ぐ」とした手続きに経ないで沖縄総合事務局財務部に直接引き継いだ公文書が多数あったようだ。このことは、後述（3）八一会文書や昭和47年7月17日沖縄開発庁沖縄総合事務局長沖総財第85号「旧琉球政府保管書類の保険部への送付について」¹⁷⁾から確認することができる。

八一会文書については後述（3）を参照されたい。「旧琉球政府保管書類の保険部への送付について」は、大蔵省銀行局保険部保険第一課長・保険第二課長が昭和47年6月26日、沖縄総合事務局財務部長宛に事務連絡「旧琉球政府保管書類の保険部への送付について」を発出した。これは、大蔵省銀行局保険部において事務処理上必要があるとして、琉球政府が1956年10月19日立法第80号「保険業法の一部を改正する立法」において免許した琉球生命保険相互会社、沖縄生命保険相互会社、大同火災海上保険株式会社、旧共和火災海上保険株式会社および旧琉球火災海上保険株式会社等に関する書類の送付を求めたものだ。これを受け、沖縄総合事務局財務部は大蔵省保険部に、小包で外国保険業者に関する書類11梱包、生命保険会社に関する書類9梱包、損害保険会社に関する書類19梱包、生保・損保会社に関する書類3梱包、合計42梱包を船便書留で送付している。

なお、金融検査庁から沖縄総合事務局財務部に引き継がれた公文書等については、沖縄県公文書館の指定管理者である、財団法人沖縄県文化振興会（現公益財団法人沖縄県文化振興会）¹⁸⁾ 公文書専門員が資料調査をしたところ、当時の沖縄総合事務局の担当者から復帰前の資料は存在しないとの回答を受けたとのことであった¹⁹⁾。

（3）八一会文書

沖縄県公文書館が所蔵する琉球政府金融検査庁の公文書は、前述の「琉球政府金融検査庁文書」となっているが、このほかに「八一会文書」といわれるものが435点所蔵されている。八一会文書とは、琉球政府金融検査部および金融検査庁に在籍された方々の親睦会である「八一会」²⁰⁾ から2003年3月26日沖縄県公文書館に寄贈された金融検査庁の公文書をいう。八一会が沖縄県公文書館に提出した「文書等寄贈申込書」の別紙に、「琉球政府

17) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄における戦前の生命保険契約の償還実施方法の概要 他』（資料コード0000033189）「旧琉球政府保管書類の保険部への送付について」。

18) 沖縄県は、公文書館業務の一部を1996年度から財団法人沖縄県文化振興会に委託し、2007年度からすべての業務を指定管理者財団法人沖縄県文化振興会に委託している。

19) 久部良和子 [2008] 27頁。

20) 金融行政を担当していた内政局理財課が1961年8月1日に内政局外局である金融検査部に、1965年8月1日に通商産業局外局の金融検査庁に昇格したことから8月1日は由緒ある日であるとして「八一会」とした（外間完和 [2004] 291頁）。

が担当していた財務、金融行政は復帰時点で沖縄開発庁沖縄総合事務局財務部に引き継がれた。従って、上記資料も一旦、財務部が引き継ぎ、保管していたものであるが、今回、関係者が再検討した結果²¹⁾、金融検査庁OB会が引き取り、それを県公文書館へ寄贈することと相成った次第である」との寄贈理由が記載されていた²²⁾。これからも分るように、「八一会文書」は明らかに金融検査庁の公文書であるが、沖縄県公文書館では、受入先が金融検査庁元職員からの寄贈であることから行政資料ではなく「地域資料（沖縄関係資料：団体文書）」として整理されることとなった²³⁾。

この「八一会文書」には、「琉球政府金融検査庁文書」よりも多くの立法・規則や各金融機関に関する庁内の決裁文書、金融機関や証券会社に対する検査報告書が含まれている。「八一会文書」に関して、二つの疑問が残る。

- ① 琉球政府金融検査庁は、何故、「八一会文書」を「琉球政府金融検査庁文書」と同様、前述「公文書の引継要領について（依命通達）」の引継要領第1の1（4）に従って沖縄県に引き継ぎをしなかったのか。
- ② 「八一会文書」を沖縄開発庁沖縄総合事務局財務部に引き継ぐのであれば、何故、引継要領第1の2の手続きをとらなかったのか。

金融検査庁の大きな業績の一つに、キャラウェイ高等弁務官のもと、その前身であった金融検査部において、金融機関の馴合融資、汚職、背任行為といった不正を摘発するとともに、金融機関の再編や人事の刷新を強行し、それにより金融の正常化、健全化を進めたことがあげられる。これにより金融機関はパニック状態となり、巷間において「キャラウェイ旋風」とよばれた。金融検査庁が上記①の手続きを踏まずに、これらの資料を沖縄総合事務局財務部に保管することとしたのは、金融検査庁から沖縄総合事務局財務部へ異動することとなった職員達²⁴⁾が、これらの情報が外部に漏れると復帰後の金融界が混乱するかもしれないと懸念したことが最大の要因であったと推察することができる²⁵⁾。

21) 当時の関係者によると、「八一会文書は、経緯不明であるが那覇市久米にあった沖縄総合事務局財務部の書庫（倉庫）で保管されていた。倉庫が取り壊されることとなり、財務部ではその文書の取扱いに困っていた。また、そのころ、平成11年法律第42号「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、平成15年法律第57号「個人情報の保護に関する法律」が公布され、文書の取扱いが問題となってきた。財務部として、これらの文書の歴史的価値を認識していたので、廃棄するのではなく、沖縄県公文書館に引き継ぐことを検討した。しかし、いくら琉球政府から引き継いだ文書とはいえ、国（沖縄総合事務局）として廃棄すべき文書を国ではなく県の公文書館に引き継ぐ、あるいは寄贈することは手続的に問題があると判断された。そこで、財務部では、こうした貴重な文書の廃棄を避けるため、八一会に相談し、八一会経由で沖縄県公文書館に寄贈することとした」とのことである。これにより、貴重な琉球政府金融検査庁の公文書等は、沖縄総合事務局財務部から沖縄県公文書館に引き継がれた。

22) 久部良和子〔2008〕28頁。

23) 久部良和子〔2008〕28頁。

24) 金融検査庁の業務のほとんどが大蔵省に属するものであったことから、職員は沖縄県庁ではなく沖縄総合事務局に異動することが早い段階から分っていた（八一会編〔1992〕124頁）。

25) 久部良和子〔2008〕29頁。

金融検査庁のもう一つの大きな業績に、本土復帰直前に行われたドルから円の交換に係る通貨確認作業がある。この通貨確認作業は、本土復帰前の1971年8月15日、ニクソン米国大統領が国際通貨不安に対処するため、ドルの金兌換停止などを骨子とする一連の新経済対策を発表したことから始まる。これを受け、主要国の為替市場が一時閉鎖された。いわゆるニクソンショックである。円の切り上げが避けられない。8月27日、日本政府は円を変動相場制への移行を発表。ドル下落に伴う沖縄の経済的打撃を回避する案の検討がなされる。最終的に、日本政府は1971年10月8日、「通貨切替えは復帰時に行うが円の変動相場制移行に伴って被る沖縄住民の差損分²⁶⁾については、10月9日に実施する通貨確認作業において確認される沖縄住民保有の現金通貨、通貨性資産に限って給付金²⁷⁾の形で補償する措置を講ずる」ことを発表した。この作業の実務を担ったのが金融検査庁であった。通貨確認作業の具体的な内容は財友会〔2020〕が詳しい。これらの作業を行っている間に、前述②の作業を行うことは物理的に無理があったとも推察することができる。

金融検査庁から八一会文書が沖縄県に引き継がれなかったことについて、公文書を八一会から受け取った沖縄県公文書館の財団法人沖縄県文化振興会公文書専門員は、「これらの文書は琉球政府から沖縄開発庁沖縄総合事務局へ引き継がれたのであれば、沖縄総合事務局から文書で正式に引き継がれるべきではないかと思った。関係者とはいえ、退職された元職員が公文書を「保管」していたということは理解しがたいことである。(略)もし、復帰前の局長会議の通達(筆者注：前述1972年総務局長総文第6号「公文書の引継要領について(依命通達)」)に従い、これらの資料が琉球政府から沖縄県に引き継がれていたら、他の琉球政府文書同様、旭町倉庫に山と積まれ、数回の引っ越し等で散逸は免れなかっただろうし、劣悪な環境の中で数多くの水害等に遭いこれらの資料の安全性が確保されるという保証はなかった」と結果的に保存されたことについて評価している²⁸⁾。

(4) 琉球政府総務局渉外広報部文書課文書

金融検査庁に関係する公文書の一部が、沖縄県公文書館資料分類基準の琉球政府総務局の細分である渉外広報部文書課において所蔵されている。渉外公報部文書課の所掌事務に「立法勧告に関すること」があった。金融検査庁の所掌する立法には後述2(3)のとおり、銀行法、相互銀行法、証券取引法、公認会計士法等があり、これらの次の一連の立法手続き²⁹⁾に関する公文書がここに含まれている³⁰⁾。一連の手続きの決裁権者が金融検査庁長、

26) 日本政府は1972年5月12日の閣議において、「沖縄の通貨交換に適用するレートは1ドル対305円とする」ことを決定。したがって、差損分は360円から305円を控除した55円となる。

27) 1971年10月9日に確認された現金通貨・通貨性資産は、5億6,201ドルであり、それに差損額55円を乗じた309億1,071万5,000円が給付金の額となる(琉球銀行調査部編〔1985〕331頁)。復帰後に行われたこの差額補填作業は、沖縄開発庁沖縄総合事務局総務部の担当とされていたが、通貨確認作業を行った金融検査庁の職員が多く在籍していた同局財務部が中心となって行われている。

28) 久部良和子〔2008〕28頁～29頁。

29) 琉球政府立法院事務局編〔1969〕4頁～8頁、小野百合子〔2020〕14頁。

30) 例えば、沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類 1957年 5』(資料コード R00000927B)「立

行政主席、立法院議長等多数の者が含まれていることから、一本化するため総務局渉外広報部文書課文書として区分された。

- ① 主管局が行政主席に対して立法勧告を依頼
- ② 行政主席が立法院議長に対して立法勧告
- ③ 立法院議長が行政主席に対して議決された立法案を送付
- ④ 議決された立法案に対して行政主席が主管局と法務局に異議の有無を照会
- ⑤ それに対する主管局と法務局からの回答
- ⑥ 行政主席の署名公布

(5) 本調査の目的

八一会が沖縄県公文書館に提出した文書等寄贈申込書の別紙に、「今回、この資料が県公文書館に収蔵されることとなったことは、直接、その任に携わった者として感懐ひとしお、又歓びに堪えないものがある。復帰30年余を経た今日、これらの資料を踏査研究して、当時その時々を経済の実態に即応する個々特殊な行政処方箋の必然性、妥当性等を吟味評価し或いは歴史の事実を探究する者が多く現われることを期待してやみません。歴史に学ぶのは我々人類の知恵だから」³¹⁾との説明文がある。

沖縄本土復帰50年の2022年5月15日に上梓した拙著『琉球政府時代の証券史』を執筆するにあたり、「八一会文書」および「琉球政府金融検査庁文書」の一部を参考にしたが、残りの多くのこれらの文書を調査することが今後の研究課題となっていた。琉球政府時代における沖縄の経済・金融・社会が持つ多くの豊潤な歴史について学ぶことは、今の沖縄を正しく理解するうえでも、また、日本全体あるいは沖縄における株式会社や金融証券市場のあり方を考えるうえでも、多くのヒントを与えてくれるはずだ。

本調査の目的は、前述文書等寄贈申込書別紙の説明文どおり、琉球政府金融検査庁の元職員の方々が残された貴重な資料である「八一会文書」および「琉球政府金融検査庁文書」のすべてを調査し、金融検査庁の『金融年報（昭和45年創刊号）』、元職員の『キャラウェイ旋風 琉球政府金融検査部長回顧録』・『琉球政府金融検査庁-回顧録-』、各金融機関・証券会社等の周年史である『琉球銀行三十五史』・『沖縄銀行三十年史』・『沖縄相互銀行三十年史』・『沖縄証券三十年史』・『大宝証券三十年史』等、研究書である『戦後沖縄経済史』・『戦後沖縄の政治と法-1945年～1972年-』・『戦後沖縄社会経済史研究』等において、記述のない事項、頭出しのみで説明がない事項のうち今後の金融証券市場のあり方を考えるうえで役立つと思われるものを紹介していくことである。

ただし、前述のとおり、金融検査庁から沖縄県に引き継がれなかった公文書が多数あること、また沖縄県に引き継がれた公文書が沖縄県公文書館に移管されるまでの間に散逸したものもかなりあること等から、沖縄県公文書館に金融検査庁のすべての公文書が体系的

法案第117号証券取引法の署名及び公布について」、「立法案第118号公認会計士法の署名及び公布について」。

31) 久部良和子 [2008] 28頁。

に所蔵されているというものではない。また、所蔵されている公文書の一部についても、平成7年3月31日沖縄県条例第6号「沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例」第11条の但し書きにおいて、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により利用に供することが適当でないものとして規則³²⁾で定める公文書等については非公開とされている。したがって、沖縄県公文書館が所蔵する公文書のみでは、全体像が分からない事項もでてくる。それについては、所蔵されている公文書や他の書物等からその部分を推察したうえで全体像を俯瞰することになる。

2. 琉球政府金融検査庁の変遷

(1) 琉球臨時中央政府財政局理財課（1951年4月1日～1952年3月31日）

沖縄住民側の政府において、最初に金融行政を司る部署が設置されたのは琉球臨時中央政府からである。ただし、金融行政といっても、通貨の発行権はもっぱら米国民政府が握り、中央銀行制度もないところであるので、独立国家並みの金融行政ではなく、金融機関の監督が主体であった³³⁾。琉球臨時中央政府は1951年4月1日、米国民政府布告第3号「臨時中央政府の設立」により創設された。琉球臨時中央政府は、同布告第4条に基づき「琉球臨時中央政府の財務を処理し及び全琉球における財政金融行政につき琉球臨時中央政府の所管に属する事務を処理する」ため、1951年6月12日立法第1号「琉球臨時中央政府財政局設置法」³⁴⁾を公布している。同法では、財政局に庶務課、主計課、主税歳入課、理財課、出納課の5課が置かれ（第5条）、金融行政を司る理財課は次の事務を所掌していた（第9条）。

- ① 通貨および金融に関すること。
- ② 金融および保険機関に関すること。
- ③ 見返資金に関すること。
- ④ 在外資産に関すること。
- ⑤ 琉球列島内行政機関に対する補助金交付に関すること。
- ⑥ 起債に関すること。
- ⑦ 金融委員会に関すること。

琉球臨時中央政府が創設される前、琉球銀行が金融行政の一翼を担っていた時期がある。琉球銀行は、1948年5月4日米軍政府令第1号「琉球銀行の設立」に基づき、同年5月1日に遡及し設立された。その目的は、「軍政府の資金の送金、預金及び支払いをなし、琉球の各民政府及び市町村役場の成功的運営に必要な一般銀行業務をなし、適正な融資によって農工商諸企業を助成し、さらにインフレーションの抑制と闇取引防止のため通貨の

32) 平成7年8月1日沖縄県規則第50号「沖縄県公文書館管理規則」第4条。

33) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 121頁。

34) 琉球臨時中央政府の立法および規則等はその公布日の公報に登載されている。琉球臨時中央政府公報は、沖縄県公文書館のホームページ 資料検索＞公報＞琉球臨時中央政府公報 から閲覧することができる。以下同じ。

流通を調節し、もって琉球諸島の民政（生）安定と軍政府の使命の達成に期するため」というものである（第1条）。米軍政府令第1号「琉球銀行の設立」には、琉球銀行条例および同付則がその一部に含まれている。原始条例には一般銀行業務のほか、きわめて中央銀行的色彩の濃厚な特別権限が付与されていた。その一つに金融機関の有効なる運営のための監督統制検査権を与えられていることである。原始条例第5条第b項第26号において、琉球列島に適法に設立され、または設立されるすべての金融機関の機能および運営を有効にならしめるために必要な監督統制権ならびに諸規定の公布権が付与されていた。この権限に基づき琉球銀行総裁は1948年12月1日、当時の米軍政府副長官の許可を得て、琉球銀行公布規則第1号「金融機関監督統制規定」³⁵⁾を公布した。同規定により、琉球銀行は1949年3月1日付沖縄無尽および那覇無尽の設立認可（米軍政府）に、また金融機関の定款・業務方法書変更承認等に携わっている³⁶⁾。

その後1951年4月1日に創設された琉球臨時中央政府主席（財政局理財課）に、前述のとおり、金融機関の指導監督権が与えられた。これを受け、本規定は同年5月6日に公布された「米国民政府布令第48号（1951年7月12日琉球銀行の改訂条例及び付則）改正第1号」³⁷⁾により削除されている。

（2）琉球政府財政局理財課（1952年4月1日～1953年3月31日）

琉球政府は1952年4月1日に創設された。しかし、創設後も財政局の事務分掌は、1953年4月1日立法第9号「行政事務部局組織法」附則第2条において琉球臨時中央政府1951年立法第1号「琉球臨時中央政府財政局設置法」が廃止されるまでの間、琉球臨時中央政府財政局設置法が適用されていた。琉球政府創設直前の1952年1月24日立法第13号「財政局設置法の一部を改正する立法」では、財政局の所掌する事務を政府の財務に関すること、通貨に関すること、金融に関すること（第2条）としたうえで、庶務課、主計課、主税課、理財課、出納課、管財課の6課が置かれ（第5条）、金融行政を司る理財課の事務分掌は次のとおりであった（第9条）。

- ① 政府金庫金の収支の調整および財政と金融の調整に関すること。
- ② 公債制度および通貨制度の調査および企画に関すること。
- ③ 政府の保管金および政府の保管する有価証券の管理に関すること。
- ④ 琉球銀行の政府金庫金取扱事務の監督に関すること。

35) 沖縄県公文書館所蔵資料『例規綴 金融機関の設置に関する件 1948年～1950年』（資料コード0000032917）「琉球銀行公布規則第1号金融機関監督統制規定」。『琉球銀行35年史』等には集録されていない。

36) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編「[1970] 35頁。これに関する公文書として、沖縄県公文書館所蔵資料『例規綴 金融機関の設置に関する件 1948年～1950年』（資料コード0000032917）に、1949年3月1日琉球列島米軍政本部「那覇無尽会社契約書の認可」、1949年3月12日琉球銀行企第28号「沖縄無尽株式会社、那覇無尽株式会社に対する貴官宛軍政府認の通知指令書の条件中（e）に基づく事業方法書及び無尽契約約款送付の件」等が含まれている。

37) 琉球銀行調査部編「[1985] 655頁。

- ⑤ 政府および市町村の起債に関すること。
- ⑥ 米国対琉援助見返資金の管理ならびに運用および使用に関すること。
- ⑦ 在外資産調査および管理に関すること。
- ⑧ 外国為替の管理に関すること。
- ⑨ 金融制度の調査および企画に関すること。
- ⑩ 資金運用部に関すること。
- ⑪ 琉球銀行および復興金融金庫の監督に関すること。
- ⑫ 銀行業、信託業および無尽業の免許ならびにこれを営む者の監督に関すること。
- ⑬ 生命保険業および損害保険業の免許ならびにこれを営む者の監督に関すること。
- ⑭ 信用協同組合その他金融業務を営む者の監督に関すること。
- ⑮ 金融機関の金利の調整に関すること。
- ⑯ 紙幣類似証券の取締に関すること。
- ⑰ 金融業務類似行為の取締に関すること。
- ⑱ 貸金業者の指導、監督および取締に関すること。
- ⑲ 貯蓄計画の樹立ならびに住民の貯蓄奨励に関すること。
- ⑳ 金融審議会の運営に関すること。

この時期、米国民政府は1952年9月30日、布令第85号「金融機関の会計検査施行の責任」を公布し、琉球政府に金融機関の会計検査を行う権限を付与した（第1条）。同布令での金融機関とは、融資、有価証券の売買、預金の取扱い、両替、外国為替の取扱い、保険または再保険、信託等の業務もしくはその他の金融業務に従事する個人の業者、合名会社、合資会社、有限責任の株式会社、信託会社またはその他の会社、団体をいう（第2条）。琉球政府の監査機関の長は、監査施行の都度、琉球列島米国民政府宛ての監査報告書を作成し、琉球政府行政主席に提出しなければならない（第3条）。各金融機関の監査は、毎会計年度少なくとも2回行わなければならないとされていた（第4条）。監査報告書は、米国民政府に提出しなければならないことから英文と邦文で作成されている³⁸⁾。この布令第85号は、1970年8月25日高等弁務官布令第56号改正第18号³⁹⁾において廃止された。

（3）琉球政府内政局理財課（1953年4月1日～1961年7月31日）

琉球政府が設置された翌年の1953年4月1日立法第9号「行政事務部局組織法」において、1951年立法第1号「財政局設置法」は廃止され（附則第2条）、新たに内政局、文教局、社会局、経済局、工務交通局、法務局、警察局、労働局、企画統計局の9局が置かれた（第2条：改正1954年立法第24号、1957年立法第31号）。内政局の所掌事務は、政府の予算決算ならびに税その他財務に関することと市町村行政および財務に関することであり

38) 監査報告書の例として、沖縄県公文書館所蔵資料『会計検査報告書1957年』（資料コード0000032804）、『三和相互銀行改善命令文書綴1960年』（資料コード0000032817）「1960年12月24日内理第702号業務の改善命令について」（筆者注：監査報告書が含まれている）等がある。

39) 琉球銀行調査部編 [1985] 719頁。

(第3条第2項)、庶務課、行政課、主計課、主税課、理財課、管財課、用度課、出納課、税制課、税務監察課の10課が置かれている(第4条第2項、別表1:改正1955年立法第39号)。各課の分掌事務は1954年3月26日規則第22号「内政局組織規則」⁴⁰⁾において定められた(第4条第2項)。理財課の事務分掌は次のとおり(内政局組織規則第6条:改正1955年規則第81号)。

- ① 政府資金の収支の調整および財政と金融の調整に関する事。
- ② 公債制度および通貨制度の調査、企画および立案に関する事。
- ③ 政府の保管金および政府の保管する有価証券の管理に関する事。
- ④ 琉球銀行の政府金庫金取扱事務の監督に関する事。
- ⑤ 政府の起債に関する事。
- ⑥ 外国為替の管理に関する事。
- ⑦ 金融制度の調査および企画に関する事。
- ⑧ 琉球銀行および復興金融基金の会計検査に関する事。
- ⑨ 銀行業、相互銀行業、信託業および無尽業の免許ならびにこれらを営む者の監督に関する事。
- ⑩ 保険業の免許ならびにこれらを営む者の監督に関する事。
- ⑪ 信用協同組合その他金融業務を営む者の監督に関する事。
- ⑫ 金融機関の金利の調整に関する事。
- ⑬ 紙幣類似証券の取締りに関する事。
- ⑭ 金融業務類似行為の取締りに関する事。
- ⑮ 貸金業者の指導、監督および取締りに関する事。
- ⑯ 貯蓄計画の樹立ならびに住民の貯蓄奨励に関する事。
- ⑰ 商品券の取締りに関する事。
- ⑱ 公認会計士試験ならびに公認会計士(会計士補を含む)の登録および監督に関する事。
- ⑲ 社債に関する事。
- ⑳ 当せん金附証券の発売を管理し、その取締りに関する事。
- ㉑ 在外資産調査に関する事。

この時期、琉球政府において、次の無尽法、相互銀行法、銀行法、保険業法、証券取引法、公認会計士法等が整備立法された。これを受け、米国民政府は、琉球銀行および復興金融基金等の特殊なものを除いて、金融機関の免許権、営業行為の監督権等を一般的に琉球政府に一任するようになった。特に検査権は、琉球銀行等も含めてすべての金融機関について琉球政府に賦課された⁴¹⁾。これにより、これらの立法に関する事務は、前述のとおり、内政局理財課が所掌することになる。

40) 沖縄県公文書館所蔵資料『行政機構関係法令集 1958年版』(資料コード G80001553B)。

41) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 124頁。

- ① 1952年10月 6 日立法第45号「農林漁業中央金庫法」
- ② 1953年 3 月16日立法第 8 号「当せん金附証票法」
- ③ 1953年10月26日立法第68号「相互銀行法」
- ④ 1953年10月26日立法第69号「無尽業法」
- ⑤ 1953年11月 2 日立法第77号「臨時金利調整法」
- ⑥ 1953年11月11日立法第85号「移民金庫法」
- ⑦ 1954年 7 月 9 日立法第14号「割増金附貯蓄の取扱に関する立法」
- ⑧ 1954年 9 月10日立法第40号「大衆金融公庫法」
- ⑨ 1954年10月29日立法第63号「銀行法」
- ⑩ 1955年11月15日立法第73号「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する立法」
- ⑪ 1956年 9 月25日立法第67号「協同組合法」
- ⑫ 1956年10月19日立法第80号「保険業法の一部を改正する立法」(昭和14年 3 月29日法律第41号「保険業法」⁴²⁾)
- ⑬ 1956年10月19日立法第81号「保険募集の取締に関する立法」
- ⑭ 1956年10月19日立法第82号「外国保険業者に関する立法」
- ⑮ 1957年 5 月28日立法第11号「信託法の一部を改正する立法」(大正11年 4 月21日法律第62号「信託法」)
- ⑯ 1957年10月 1 日立法第82号「利息制限法」
- ⑰ 1957年12月13日立法第110号「公認会計士法」
- ⑱ 1957年12月13日立法第111号「証券取引法」
- ⑲ 1959年 6 月 2 日立法第61号「社債等登録法の一部を改正する立法」(昭和17年 2 月18日法律第11号「社債等登録法」)
- ⑳ 1959年 9 月30日米国民政府高等弁務官布令第25号「琉球開発金融公社の設立」
- ㉑ 1960年 4 月22日立法第 7 号「商品券取締法の一部を改正する立法」(昭和 7 年 9 月 7 日法律第28号「商品券取締法」)
- ㉒ 1960年 4 月22日立法第 8 号「商品券取締法第 2 条第 1 項に規定する権利の実行に関する立法」

また、琉球政府は1953年 6 月22日、「金融機関の公共性に鑑み、その業務および財産等の状況を適確に把握し、もって、預金者その他の一般債権者の利益の保護および金融機関の機能発揮の促進に資する」ことを目的として、訓令第 7 号「金融機関検査規程」を定め、検査の基本方針を公表した⁴³⁾。

(4) 1961年高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」

琉球政府の金融行政や人事に大きな影響を与えたものに、1961年高等弁務官布令第37号

42) 琉球政府において本土の昭和14年 3 月29日法律第41号「保険業法」が現行法規として効力を有していた。それを琉球政府が改正したもの。他の「一部を改正する立法」も同じ。

43) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 127頁。

がある。次回以降の各論において、この布令に関する事項が数多く出てくるので、ここで布令を俯瞰しておく。

1958年頃から沖縄の金融界の杜撰かつ不健全な業務運営は目に余るものがあった。それは次のとおり金融機関間の過当競争が激化してきたことに起因するものである⁴⁴⁾。

- ① 沖縄の経済力からみて普通銀行2行、相互銀行7行、火災保険会社4社の計13行と乱立気味であった。
- ② 圧倒的に多い中小企業の資金需要は中小金融機関に向けられたがそれに対応し得る資金量が欠いていた。
- ③ 政界との癒着。例えば、金融機関の設立には政治的配慮を優先して認可したと思われるものがあり、琉球政府の是正命令も無視されることが多かった⁴⁵⁾。
- ④ ドル通貨体制への移行に伴い各行に外国為替の新たな業務が認められた（1958年9月12日高等弁務官布令第10号「銀行」）。

当時、琉球政府の金融機関検査においても、役員による多額の横領および不当支出、不健全な経営、不法行為等が多数発見されるようになってきた。しかも、金融機関側にこれらの是正についての努力の跡はそれほどみられない状況にあった。そこで琉球政府は、銀行法第69条（不備事項の改善等の命令）、第71条（役員の解任）および相互銀行法第21条（銀行法の準用）に基づき、沖縄銀行、沖縄相互銀行、三和相互銀行、南陽相互銀行、第一相互銀行に対して、1959年8月12日「業務上改善を要する事項について命令及び警告」を発出した⁴⁶⁾。沖縄銀行には、内政局長内理第325号「業務上改善を要する事項について」⁴⁷⁾を発出し、法令に反する事項として、「①一人に対する貸出に関する銀行法第36条の規定に反し貸出が行われている。②役職員に対する貸出に関する銀行法第38条の趣旨に反している。③預金の支払準備金に関する銀行法第5条の規定に違反している」、業務運営上改善を要する事項として、「①業務運営費が過大である。②資本の充実強化を要する。③支店出張所の設置について、行政主席の認可前において、設置に関する一切の対外的準備行為を行うことがないようにする。④自己株式の処分のために、役員の妻等の名義において貸出をなし、株式を取得せしめることは、銀行法第38条及び第39条に照らし、適正な措置とは認められない」と指摘し、8月31日までに改善計画の提出を求めている。

金融界のこうした実態に対して米国民政府は重大な関心を寄せた。米国民政府アンドリック主席民政官は、1960年4月25日の記者会見において、①銀行の一人当たりの貸出制限、②銀行役員への貸出制限、③業務用不動産の所有制限などの法令違反を指摘し、銀行経営の健全化を図るよう強い警告を発した⁴⁸⁾。また、高等弁務官は1960年5月26日、行政

44) 琉球銀行調査部編 [1985] 162頁。

45) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 46頁。

46) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 附表25頁。

47) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄銀行関係書類1958年～1959年』（資料コード0000032941）「1959年8月12日内理第325号業務上改善を要する事項について」。

48) 沖縄資料通信センター編 [1969] 320頁。

主席に対して銀行監督機関の強化などを内容とする銀行法の改正を勧告している。しかし、琉球政府は業界の自主性を期待するとして同勧告を無視した⁴⁹⁾。

このような琉球政府の対応に不信感を持った米国民政府は1961年1月30日、高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」を公布する。同布令は、「琉球政府の銀行監督機関を強化し、かつ、同政府が銀行業の規制に関する責任を果たし、銀行業務および与信業務の水準を向上させるために、銀行および事業体を指導し、不健全な業務運営を除去するための法執行手続きおよび改善策を効果的に確立し、強力にして競争的な金融機構を発達させるため、琉球政府を援助すること」(第1条)を目的とし、刑法的規定を含む強力な内容のものであった。これは、当時の銀行法および相互銀行法の不備を補足、行政主席の銀行監督権を大幅に強化し、銀行経営の改善強化を図るとともに一般預金者を保護するものであった。布令第37号は銀行法や相互銀行法の上位規定となり、銀行法や相互銀行法に優先して適用されることになる。

同布令における金融機関に対する琉球政府の検査および公認会計士の監査が次のように定められた⁵⁰⁾。これにより、金融機関に対する公認会計士の監査制度は本土より15年も早く導入されることとなる。しかし、それが機能したとは言い難い。その実態は、公文書を用いて次回以降において紹介する。

- ① 琉球政府による銀行検査である(第3条)。行政主席または銀行監督機関は、年1回、厳密な業務検査のほか、必要に応じて中間、特別検査を実施することができる。さらに、その権限は、銀行と関連ある法人や個人企業にも及び、銀行やその関連先が検査を拒否した場合や、虚偽の会計書類を提供したときには刑事罰が科される。銀行検査を行なう銀行検査官は、行政主席が任命する(第4条)。
 - ② 銀行に対する公認会計士監査である(第9条)。銀行は琉球政府による検査のほか、行政主席の勧告および同意を得て選定した資格ある公会計士⁵¹⁾によって、業務検査ならびにその会計帳簿、書類および業務取引について独立した監査を年1回受けなければならない。
 - ③ 債権保全における公認会計士の役割である(第22条)。銀行が2万ドルを超える貸付けやその他の信用供与等を行う場合には債権額の130%に相当する担保を求めることとし、その担保がない場合には債務者の財務諸表について公認会計士の監査証明を求める。さらに、4万ドルを超える貸付けやその他の信用供与等を行う場合には、すべての債務者の財務諸表について公認会計士の監査証明を求めなければならない。
- このほか、銀行の不健全な経営状況を改善するため、①不健全な銀行業務の改善等にお

49) 琉球銀行調査部編 [1985] 163頁。

50) 小谷融 [2022] 86頁～88頁。

51) 資格ある公会計士とは、1957年立法110号「公認会計士法」により沖縄において営業する免許を受けた公認会計士または行政主席の認可を受けた会計業務に経験を有する資格ある会計士をいう。その後、1962(昭和37)年9月1日に公布された高等弁務官布令第37号改正第1号において、米国の公認会計士が追加された。

ける行政主席の介入権（第11条）、②公共の利益のため改善措置が必要と認めたときの銀行に対する合併命令（第12条）、③取締役会の議事録保存（第13条）、④取締役の職務怠慢に対する民事責任（第14条）、⑤銀行の取締役、役員およびその他の銀行職員またはその利害関係者に対する貸付規制（第16条）、⑥銀行検査官に対する貸付けおよび贈与の禁止（第17条）、⑦法定額を超えて承認した融資に対する連帯および単独の責任（第23条）の事項等が規定されていた。

（5）琉球政府内務局金融検査部（1961年8月1日～1965年7月31日）

行政主席は、統括の下にある行政機関の行政事務を遂行するに足る組織を整えるとともに、その所掌事務の範囲および権限を定めることを目的に、1961年7月31日立法第100号「琉球政府行政組織法」を公布した。行政事務部局として、内務局、計画局、法務局、経済局、建設運輸局、厚生局、労働局、文教局、警察局の9局が置かれ（第2条第2項）、内務局の外局として金融検査部が置かれた（第2条第3項、別表第1）。金融検査部の所掌事務は、「金融機関、有価証券の発行及び公認会計士に関すること」である（第4条第4項）。金融検査部には総務課、金融課、理財課が置かれた（第23条）。

琉球政府は、前述の米国民政府高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」を受け、各金融機関に一連の改善命令を発して不法不当行為の是正に努めた。しかし、その効果は現れない。そこで、琉球政府は前述1961年立法第100号「琉球政府行政組織法」の制定に際し、内政局理財課を廃止し、新たに内務局の外局として「金融検査部」を新設したものである。旧内政局理財課は、金融行政および検査業務を所管しており、10人余りの職員で構成されていた。金融検査部は、総務、金融、理財の三課で構成され、職員は20人余りに増加している。検査官も8人から13人に増員された⁵²⁾。

行政組織法の規定に基づき、同日規則第82号「内務局組織規則」が公布され、金融検査部3課のそれぞれの事務分掌は次のとおり定められた（第25条～第27条）。

〔総務課〕

- ① 機密に関すること。
- ② 公印の保管に関すること。
- ③ 公文書類の収受、発送、編集および保存に関すること。
- ④ 職員の服務および訓練に関すること。
- ⑤ 部内予算、決算および会計に関すること。
- ⑥ 部の行事計画の立案調整に関すること。
- ⑦ 部長の管理に属する財産および物品に関すること。
- ⑧ 金融行政に関する異議、訴願および訴訟に関すること。
- ⑨ 金融検査官の証票を管理すること。
- ⑩ 貯蓄計画および貯蓄奨励に関すること。

52) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 125頁。

- ⑪ 海外引揚者給付金業務に関すること。
- ⑫ その他、他課の所掌に属さない事務に関すること。

[金融課]

- ① 金融制度の整備改善に関する調査、企画および立案に関すること。
- ② 金融と財政の調整に関すること。
- ③ 銀行業、相互銀行業、無尽業、信託業、保険業を免許し、これを営む者を監督すること。
- ④ 大衆金融公庫の監督に関すること。
- ⑤ 大衆金融審議会に関すること。
- ⑥ 農林漁業中央金庫、商工信用協同組合を監督すること。
- ⑦ 金融機関の業務および財産の検査方針、計画および実施に関すること。
- ⑧ 検査報告書を審査し金融機関に対して必要な指示を行うこと。
- ⑨ 金融機関の金利の調整に関すること。
- ⑩ 金融機関および国際収支に関する調査および統計の作成に関すること。
- ⑪ 貸金業の取締りに関すること。
- ⑫ 金融業務の類似行為の取締りに関すること。
- ⑬ 金融審議会に関すること。
- ⑭ 保険募集の取締りに関すること。
- ⑮ 手形交換に関すること。

[理財課]

- ① 証券取引制度を調査、企画および立案すること。
- ② 証券取引法（1957年立法第111号）による有価証券の募集または売出に関する届出書その他の書類を審査し、必要な措置をとること。
- ③ 証券業者を登録し、これを監督すること。
- ④ 証券業者が行う有価証券の売買その他の取引に関する争いの仲介を行うこと。
- ⑤ 企業会計の基準を設定しおよび原価計算の統一に関すること。
- ⑥ 企業経理の実態に関する統計を作成すること。
- ⑦ 証券取引審議会に関すること。
- ⑧ 公認会計士制度を調査、企画および立案すること。
- ⑨ 公認会計士試験および検定に関する庶務を行うこと。
- ⑩ 公認会計士、会計士補および計理士の登録および監督を行うこと。
- ⑪ 公認会計士審査会に関すること。
- ⑫ 商品券の取締りに関すること。
- ⑬ 社債等の登録を行うこと。
- ⑭ 当せん金附証票の発売を管理し、その取締りに関すること。
- ⑮ 公債の発行に関すること。

琉球政府は、高等弁務官布令第37号を受け、1962年8月6日金融検査庁長金金第592号

「銀行、相互銀行及びその役職員の不正行為の防止について」⁵³⁾を「銀行、相互銀行及びその役職員の不正行為の防止に関しては予てより十分の御配慮を煩わしていることと思うが結果においては十分な成果を収めているとは認め難く、又不正行為の事後処理の点においても適切を欠いている事例があるのでこの際、金融機関としての公共性を再認識せられ、あくまでも公明正大にして取引者一般の信頼を一層高めることが肝要である」との前文を付して通達している⁵⁴⁾。また、米国民政府高等弁務官は、後述(6)のとおり1961年高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」の改正を準備していた。

このような状況を踏まえ、琉球政府は、1962年8月24日規則第107号「内務局組織規則の一部を改正する規則」により、従前の「金融課」を「銀行課」に改め、金融検査部の分課を総務課、銀行課、理財課とした(第23条)。また、各課の事務分掌も次のように改めている(第25条～第27条)。旧金融課における銀行・相互銀行・信託会社以外の事務は総務課と理財課に振り分けられ、銀行課は銀行・相互銀行・信託会社に係る事務に特化するようになった。

[総務課]

- ① 機密に関すること。
- ② 公印の保管に関すること。
- ③ 公文書類の発受および保管に関すること。
- ④ 部内の予算、決算、会計および人事の手続きに関すること。
- ⑤ 部長の管理に属する財産および物品に関すること。
- ⑥ 金融制度の整備改善に関する調査、企画および立案に関すること。
- ⑦ 金融機関(銀行、相互銀行および保険会社を除く)に関する政策一般の企画および立案に関すること。
- ⑧ 金融機関の金利の調整に関すること。
- ⑨ 大衆金融公庫、農林漁業中央金庫、移住公社、無尽業、信用保証協会⁵⁵⁾および信用事業を行う協同組合の監督に関すること。
- ⑩ 貯蓄増強方策の企画、立案および実践その他貯蓄増強の事務に関すること。
- ⑪ 金融業務の類似行為および貸金業の取締りに関すること。
- ⑫ 部の所掌事務に関し総合調整を行うこと。
- ⑬ その他他課の所掌に属さない事務に関すること。

[銀行課]

- ① 銀行に関する政策一般の企画および立案に関すること。
- ② 銀行業、相互銀行業および信託業の免許およびこれを営む者の監督に関すること。
- ③ 銀行、相互銀行および信託会社の業務および財産の検査方針、計画および実施に関

53) 琉球政府内務局金融検査部銀行課監修 [1964] 171頁。

54) 通達の対象は、「銀行法」または「相互銀行法」において免許を受けた金融機関であり、琉球銀行は除かれていた。

55) 1963年7月31日立法第50号「信用保証協会法」。

すること。

- ④ 金融統計および外国為替統計の作成に関すること。
- ⑤ 銀行、相互銀行および信託会社の検査報告書および示達書の審査に関すること。
- ⑥ 銀行、相互銀行および信託会社の検査結果に基づく指示および管理に関すること。
- ⑦ 手形交換に関すること。

[理財課]

- ① 財政と金融の調整に関すること。
- ② 産業資金の需給、調整に関すること。
- ③ 保険業の免許およびこれを営む者の監督に関すること。
- ④ 保険に関する制度、証券取引制度および公認会計士制度を調査、企画および立案すること。
- ⑤ 証券業者、公認会計士、会計士補および計理士の登録および監督を行うこと。
- ⑥ 公認会計士審査会および証券取引審議会に関すること。
- ⑦ 証券取引法（1957年立法第111号）による有価証券の募集または売出しに関する届出書その他の書類を審査し、必要な措置をとること。
- ⑧ 商品券の取締りに関すること。
- ⑨ 当せん金附証券の販売を管理し、その取締りに関すること。
- ⑩ 公債の発行に関すること。
- ⑪ 企業会計の基準設定および指導ならびに企業経理実態の統計に関すること。

金融検査部は、銀行・相互銀行・信託会社に係る事務に特化した銀行課の検査指針を明確にするため、1961年12月「銀行検査の指針」を取りまとめ、12月27日に米国民政府の財務部長をはじめ各金融機関の経営責任者を招き、銀行検査方針を説明するとともに、協力を要請した⁵⁶⁾。

(6) 布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」改正第1号

1961年高等弁務官布令第37号の重要な規定の一つに、行政主席に公共の利益のため改善措置が必要と認めたときの銀行に対する合併命令（布令第12条）がある。しかし、米国民政府は、銀行の整備統合等を行うには相当の英断が必要であるが、従来琉球政府の金融行政のあり方ではそれを望むのは無理であるとの不信感からか⁵⁷⁾、キャラウェイ高等弁務官は1962年9月1日に1961年高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」改正第1号を公布した。この改正布令は、金融検査部の独立行政機関的な性格を強めるとともに銀行監督機関の長および検査官の身分保障を強化し、他方で米国民政府の金融検査部人事介入権を認め、さらに布令および立法の諸規定遵守を強制し、不健全な業務慣行の除去

56) 沖縄県公文書館所蔵資料『銀行検査の指針について1962年度』（資料コード0000032833）「銀行検査の指針について」、「各金融機関経営責任者宛て、米国民政府財政部長宛て1961年12月22日金金第888号 銀行検査の指針に関する懇談会について」。

57) 通商産業局金融検査庁銀行課編「[1970] 128頁。

による取締りの強化などが主旨となっている。その概要は次のとおり。

- ① 金融検査部の独立行政機関的な性格を強める。金融検査部は、用度品の調達、予算編成および人事等の部内管理目的のみ内務局に属することとし、金融行政については金融監督機関の長が直接行政主席に責任を負う（第2条第c項の改正）。
- ② 金融監督機関の長（金融検査部長）および検査官の身分保障を強化する。金融監督機関の長（金融検査部長）は、行政主席が米国民政府民政官の承認を得て任命する。金融監督機関の長（金融検査部長）は、行政主席に対して直接責任を負い、主任検査官、検査官および検査官補を選任する権限を有する。行政主席が金融監督機関の長（金融検査部長）および検査官を解雇するときは米国民政府民政官の承認を得なければならない（第4条第a項の改正）。
- ③ 布令および法律諸規定の遵守の強制、不健全な業務慣行の除去による取締りを強化する（第3条第c項の追加）。
- ④ 金融監督機関の長（金融検査部長）は一定の条件のもとで金融機関の役職員を任命することができる（第12条の改正）。

前述②の規定に基づき、同布令の施行日でもある1962年9月1日に金融検査部の事務組織上、各課とは別に主任検査官および検査官が置かれた⁵⁸⁾。金融検査部長により主任検査官が選任されたのは1963年2月1日である⁵⁹⁾。

布令第37号改正第1号公布後、琉球政府は1963年9月11日、金融検査部長金銀第632号「政治献金等の禁止について」⁶⁰⁾を発出し⁶¹⁾、「政治団体との繋累を避け、経費削減ならびに合理化のため、今後金融機関は、いかなる理由、名目を問わず政治献金はこれをやめられたい」と通達した。また、琉球政府には、「近時金融逼迫に伴い融資の困難化に便乗して金融機関の役職員で借入者から少なからぬ金品を受取り、あるいは供給を受けたりしているのが多々ある」という情報が寄せられるようになった。このため、琉球政府は1963年11月1日に金融検査部長金銀第778号「融資の際の金品、供給等の受領禁止について」⁶²⁾を発出しなければならない状況に追い込まれる。この通達は、「布令第37号第15条は金融機関の役職員によるこのような行為を禁止しており、違反者に対しては解雇と2千ドルの罰金が科される」と警告し、役職員の自覚と自粛を促すものであった。まさに紊乱の極みを写すような通達である。

事務分掌の関係では、1961年立法第100号「琉球政府行政組織法」第11条（行政主席の事務委任）の規定に基づき、1963年4月12日規則第46号「金融検査部長委任規則」が公布され、次の事務が行政主席から金融検査部長に委任された。

58) 沖縄県公文書館編 [1998] 9頁。

59) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 122頁、外間完和 [2004] 142頁。

60) 琉球政府内務局金融検査部銀行課監修 [1964] 171頁。

61) 通達の対象は、「銀行法」または「相互銀行法」において免許を受けた金融機関であり、琉球銀行は除かれていた。

62) 琉球政府内務局金融検査部銀行課監修 [1964] 172頁。

- ① 銀行法（1954年立法第63号）に基づく第14条第1項の規定による営業免許失効期限延長の承認に関すること等。
- ② 相互銀行法（1953年立法第68号）に基づく第9条の規定のうち定款の変更を要しない営業所の設置の認可に関すること等。
- ③ 無尽業法（1953年立法第69号）の基づく第9条第3項の規定による出張所または代理店設置の認可に関すること等。
- ④ 証券取引法（1957年立法第111号）に基づく第4条第3項の規定による有価証券通知書の受理に関すること等。
- ⑤ 証券取引法の証券業者等に関する規則（1958年規則第31号）に基づく第13条の規定による営業保証金に充てることができる社債等の承認に関すること等。
- ⑥ 公認会計士等登録規則（1958年規則第48号）に基づく第11条の規定による公認会計士等の開業または更新登録に関すること等。
- ⑦ 公認会計士試験規則（1959年規則第66号）に基づく第20条の規定による認定に関すること。
- ⑧ 会計士補等実務補習規則（1959年規則第67号）に基づく第4条の規定による指導公認会計士の指定に関すること等。
- ⑨ 保険業法（昭和14年法律第41号）に基づく第10条第1項の規定による事業方法書の変更認可に関すること。
- ⑩ 保険業法施行規則（大正元年農商省令第29号）に基づく第18条第1項第11号の規定による財産利用方法の認可に関すること等。
- ⑪ 外国保険業者に関する立法（1956年立法第82号）に基づく第3条第4項の規定による琉球で営まれていない種類の保険契約を締結することの許可に関すること。
- ⑫ 保険募集の取締に関する立法（1956年立法第81号）に基づく第3条第2項に規定する登録申請に関すること。

(7) 外間完和金融検査部長

前述のとおり、1962年高等弁務官布令第37号改正第1号により、銀行監督機関の長（金融検査部長）は琉球政府行政主席が米国民政府民政官の承認を得て任命することとなった。キャラウェイ高等弁務官は、この金融検査部長人事に強い関心を持ち、金融検査部を強固な陣容にするため外部の有能な人材を起用することについて行政主席に伝えている⁶³⁾。同布令改正第1号が公布された翌1963年1月28日、独立した権限が付与された金融検査部長が琉球政府行政主席からキャラウェイ高等弁務官の承認を得て任命された。琉球大学の外間完和助教授である⁶⁴⁾。外間完和金融検査部長は、キャラウェイ高等弁務官の期待に応え、在任中の2年半の間に次のような多大な業績を残している⁶⁵⁾。外間完和〔2004〕が詳しい。

63) 富原守保〔1964〕172頁。

64) 米軍嘉手納空軍基地内メリーランド大学沖縄基地分校「会計原理」の講師を兼ねていた。

- ① 強力な権限をもとに金融機関の馴合融資、汚職、背任行為など不健全な経営を相次いで摘発した。その結果、5銀行と2保険会社の全重役が入れ替わっている。このうち、三和相互銀行、沖縄相互銀行および第一相互銀行の重役を刑事訴訟法第239条第2項に基づいて汚職事件として告発した⁶⁵⁾。
- ② 上記①人事更迭に加え、金融機関の経営安定強化のため乱立した銀行の統合合併を強力に進めた。1963年後半から1964年前半に至る短期間に7行あった相互銀行を2行に、4社あった損害保険会社を2社へと一気に整理統合を行う。

このほか、保険会社に公認会計士監査を義務付ける⁶⁷⁾ 1963年8月20日立法「保険業法の一部を改正する立法」、前述の1963年金融検査部長金銀第632号「政治献金等の禁止について」や1963年金融検査部長金銀第778号「融資の際の金品、供応等の受領禁止について」の通達は、外間完和金融検査部長時代のものである。「琉球政府金融検査庁文書」や「八一会文書」の公文書において、これらに関連して外間完和金融検査部長の名前が多々出てくる。

このような業績を成し遂げた外間完和金融検査部長の人柄は、海軍兵学校とガリオア留学⁶⁸⁾の影響が大きいという⁶⁹⁾。外間部長は、1927年9月22日生れ、1944年11月に17歳で海軍兵学校（第76期）に入学、太平洋戦争終戦により1945年9月に海軍兵学校を2年次で退校した。戦後、外間部長は海軍兵学校で学んだ五省のうち「至誠に悖るなかりしか」と「言行に恥ずるなかりしか」の2つの訓戒をいつも唱えていたとのこと。1950年23歳でガリオア留学生として、マスキングム大学およびコーネル大学大学院（修士課程）で学ぶ。留学中に物事はフェア（公平）であるべきということを身につけた。課題作成のため、外間部長は講義終了後、いつも走って図書館に行き、多くの本を独り占めしていた。その結果、本を借りられなくなる学生がでてくる。これらの学生から、「みんなが歩いて行っているのに、一人走って行き、必要な本を借りてしまうことはフェアでない」といわれた。このことからフェアについて、いつも考えるようになったとのこと。これらの影響を受け、外間部長の監査・検査哲学は、「監査・検査は部屋の掃除と同じである。部屋は掃除しないと塵が積もる」であった⁷⁰⁾。

65) 琉球銀行調査部編 [1985] 164頁。

66) 琉球新報1963年3月12日、1964年10月9日、沖縄タイムス1963年10月30日。

67) 保険会社に対する公認会計士監査は、本土の保険業法にない沖縄特有のものであった。

68) 米軍政府は、戦後沖縄の経済復興政策としてガリオア基金（GARIOA: Government Appropriation for Relief in Occupied Area）を活用した。アメリカ留学もその一環。

69) 外間完和金融検査部長のご子息 外間修氏からヒアリングしたもの。

70) 外間完和部長は、1965年7月に琉球政府を退職し、琉球大学に復職するとともに公認会計士登録（1965年7月16日公認会計士登録第2号）を行う。琉球大学において副業の公認会計士業務が問題視されたことから復職後2年で退職し、外間公認会計士事務所を開業。1972年等松青木監査法人那覇事務所長就任、2000年7月監査法人トーマツ相談役辞任、2001年11月没。

(8) 琉球政府通商産業局金融検査庁 (1965年 8 月 1 日～1972年 5 月14日)

1961年立法第100号琉球政府行政組織法は、1965年 7 月27日立法第65号「琉球政府行政組織法の一部を改正する立法」において改正され、行政事務部局は総務局、企画局、主税局、法務局、農林局、通商産業局、建設局、厚生局、労働局、文教局、警察局の11局が置かれた (第 2 条第 2 項)。通商産業局の外局として「金融検査庁」が置かれ (第 2 条第 3 項、別表第 1)、金融検査庁の所掌事務は、金融検査部と同じく、金融機関、有価証券の発行および公認会計士に関することとなっている (第 4 条第 1 項第 4 号)。同法の規定に基づき1965年 7 月30日規則第88号「通商産業局組織規則」が定められた。金融検査庁には、総務課、銀行課、理財課の 3 課が置かれ、それぞれの所掌事務は次のとおり (第35条～第37条)。その事務分掌は、概ね前述金融検査部当時の1962年規則第107号「内務局組織規則の一部を改正する規則」と同様である。

[総務課]

- ① 機密に関すること。
- ② 公印の保管に関すること。
- ③ 文書の収受、発送、編集および保存に関すること。
- ④ 予算、決算および会計に関すること。
- ⑤ 財産および物品に関すること。
- ⑥ 職員の人事手続きおよび服務に関すること。
- ⑦ 職員の教養および訓練に関すること。
- ⑧ 職員の福祉および厚生に関すること。
- ⑨ 庁内事務の連絡調整および能率増進に関すること。
- ⑩ 金融制度の整備改善に関する調査、企画および立案に関すること。
- ⑪ 金融機関 (銀行、相互銀行および保険会社を除く) に関する政策一般の企画および立案に関すること。
- ⑫ 金融機関の金利の調整に関すること。
- ⑬ 大衆金融公庫、農林漁業中央金庫、移住公社、無尽業、信用保証協会および信用事業を行う協同組合の監督に関すること。
- ⑭ 貯蓄増強方策の企画、立案および実践その他貯蓄増強の事務に関すること。
- ⑮ 金融業務の類似行為および貸金業の取締りに関すること。
- ⑯ 庁の所掌事務に関し総合調整を行うこと。
- ⑰ その他庁内他課の所掌に属さない事務に関すること。

[銀行課]

- ① 銀行に関する政策一般の企画および立案に関すること。
- ② 銀行業、相互銀行業および信託業の免許およびこれを営む者の監督に関すること。
- ③ 銀行、相互銀行および信託会社の業務および財産の検査方針、計画および実施に関すること。
- ④ 金融統計および外国為替統計の作成に関すること。

- ⑤ 銀行、相互銀行および信託会社の検査報告書および示達書の審査に関すること。
- ⑥ 銀行、相互銀行および信託会社の検査結果に基づく指示および管理に関すること。
- ⑦ 手形交換に関すること。

[理財課]

- ① 財政と金融の調整に関すること。
- ② 産業資金の需給、調整に関すること。
- ③ 保険業の免許およびこれを営む者の監督に関すること。
- ④ 保険に関する制度、証券取引制度および公認会計士制度を調査、企画および立案すること。
- ⑤ 証券業者、公認会計士、会計士補および計理士の登録および監督を行うこと。
- ⑥ 公認会計士審査会および証券取引審議会に関すること。
- ⑦ 証券取引法（1957年立法第111号）による有価証券の募集または売出しに関する届出書その他の書類を審査し、必要な措置をとること。
- ⑧ 商品券の取締りに関すること。
- ⑨ 当せん金附証券の販売を管理し、その取締りに関すること。
- ⑩ 公債の発行に関すること。
- ⑪ 企業会計の基準設定および指導ならびに企業経理実態の統計に関すること。

前述（6）の金融検査部当時の1963年規則第46号「金融検査部長委任規則」と同様の規則が1966年1月19日規則第7号「金融検査庁長事務委任規則」として定められ、1961年立法第100号「琉球政府行政組織法」第11条の規定により、行政主席の権限に属する事務の一部を金融検査庁長に委任している。なお、この規則の公布により1963年規則第46号「金融検査部長委任規則」は廃止された。また、行政主席の権限に属する事務の一部を金融検査庁長が行政主席に代わり決裁する訓令が、1966年1月19日訓令第4号「金融検査庁長事務専決規程」として定められた。

なお、金融検査庁内規で1969年7月に銀行課とは別に検査官室が設置⁷¹⁾されたが、この検査室は1965年規則第88号「通商産業局組織規則」において認められる組織ではなかった⁷²⁾。

（9）沖縄開発庁沖縄総合事務局財務部

琉球政府は1972年5月14日に廃止された。琉球政府の業務と職員の引継ぎは、昭和46年12月31日法律第129号「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」および昭和47年5月1日政令第149号「沖縄の復帰に伴う琉球政府の権利義務の承継等に関する政令」において、琉球政府の事務または事業は、国または沖縄県その他の法人が、その承継する事務または事業の目的や性格、その他の事情に応じて承継することとされた。また、琉球政府の職員

71) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 122頁。

72) 沖縄県公文書館編 [1998] 39頁。

についても、国、沖縄県、沖縄県の区域内の市町村または公共的団体の職員になることとされている。琉球政府で金融証券業務を担っていた金融検査庁の業務は、大蔵省に属するものであった⁷³⁾。

前述の昭和46年法律第129号「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」と並行して、昭和47年5月13日法律第29号「沖縄開発庁設置法」が公布された。同法は、「沖縄における経済の振興および社会の開発を図るため（第3条）、総理府の外局として沖縄開発庁を設置すること（第2条）。さらにその所掌事務、権限等について定めるとともに（第4条）、沖縄現地に関係各省庁の通常のプロック機関の長の有する権限を下ろし、一元的な事務処理を行わせるため⁷⁴⁾、沖縄開発庁の地方支分部局として沖縄総合事務局を置くこと（第8条）」としている。沖縄総合事務局の所掌事務等は、沖縄振興計画の作成に関する事務および同計画の実施に関する事務を分掌するほか（第9条第1項）、公正取引委員会の事務局の地方事務所、財務局（筆者注：大蔵省の出先機関）、地方農政局、通商産業局、海運局、港湾建設局、陸運局および地方建設局の地方支部局において所掌することとされている事務（第9条第2項）を分掌することとされた。

具体的な組織については、昭和47年5月13日政令182号「沖縄開発庁組織令」が公布され、総務部、財務部、農林水産部、通商産業部、運輸部および開発建設部の6部が設置されている（第13条）。このうち財務部の所掌事務は、①財務局において所掌することとされている事務、②沖縄振興開発計画の作成のため必要な調整で①に規定する事務に係るものを行うこととされた（第15条）。この結果、金融証券に関する事務を司る大蔵省の出先機関財務局の所掌事務も、沖縄に関しては大蔵大臣の監督を受けて沖縄開発庁沖縄総合事務局が所掌することとなった（附則第8条）。沖縄総合事務局の各部の分課や事務分掌は、昭和47年5月15日総理府令第36号「沖縄総合事務局組織規程」において定められている。財務部には、財務課、理財課、管財第1課および管財第2課の4課が置かれた（第8条）。琉球政府金融検査庁の業務を主に引継いだ理財課の所掌事務は次のとおり（第10条）。

- ① 証券取引法（昭和23年法律第25号）、外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）および証券投資信託法（昭和26年法律第198号）の施行に関すること。
- ② 公認会計士法（昭和23年法律第103号）の施行に関すること。
- ③ 沖縄の計理士の登録および監督に関すること。
- ④ 外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年法律第228号）の施行に関すること（税関の所掌に属するものを除く）。
- ⑤ 企業の経理に属すること。
- ⑥ 日本銀行の国庫金出納事務を監査すること。
- ⑦ 金の需給状況等を調査すること。
- ⑧ 貨幣および紙幣の取締りに関すること。

73) 昭和47年5月1日政令第150号「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」。

74) 大蔵省銀行局金融年報編集委員会編 [1972] 38頁。

- ⑨ 紙幣類似証券の取締りに関すること。
- ⑩ 商品券の取締りを行うこと。
- ⑪ 遺族国庫債券、引揚者国庫債券、特別給付金国庫債券、特別弔慰金国庫債券、第2回特別給付金国庫債券、第3回特別給付金国庫債券および引揚者特別交付金国庫債券の交付に関すること。
- ⑫ 在外公館等借入金の返済に関すること。
- ⑬ 貴金属特別会計の金地金の売払いに関する事務を処理すること。
- ⑭ 金融機関の業務および財産の検査ならびに監督を行うこと。
- ⑮ 金融機関の資金の運用を規制し、これを監督すること。
- ⑯ 保険募集の取締りに関する法律（昭和23年法律第171号）の施行に関すること。
- ⑰ 火災共済協同組合を監督すること。
- ⑱ 金融機関経理応急措置法（昭和21年法律第6号）および金融機関再建整備法（昭和21年法律第39号）の施行に関すること。
- ⑲ 金融事情の調査を行うこと。
- ⑳ 国民貯蓄を指導および奨励すること。
- ㉑ 地方経済および地方財政に関する調査を行うこと。
- ㉒ 地方経済および地方財政に関する調査計画に基づく総合的な研究分析を行うこと。
- ㉓ 地方経済および地方財政に関する資料および情報を収集整理すること。

他課では主として、次の事務を司っていた。

財務課：①国の予算の執行に関し、報告の徴収、実施監査および指示を行うこと、②資金運用部資金の運用に関する事務を処理すること。

管財第1課：①国有財産（行政財産）を総括すること、①国家公務員の宿舎を設置すること、②合同宿舎維持および管理をすること。

管財第2課：①普通財産等の管理処分に関する事務を処理すること、②外国政府による不動産に関する権利の取得のための手続に関することの事務を処理すること⁷⁵⁾。

引用・参考文献

- 沖縄銀行30年史編纂室編 [1987]『沖縄銀行三十年史』沖縄銀行。
- 沖縄県公文書館編 [1998]『琉球政府行政機構変遷図』沖縄県公文書館。
- 沖縄証券編 [1991]『沖縄証券三十年史』沖縄証券。
- 沖縄資料通信センター編 [1969]『資料沖縄経済20年史』沖縄教育図書刊行会。
- 小野百合子 [2020]「琉球政府文書 立法勧告及び署名手続に関する書類について」沖縄県公文書館研究紀要 第21号 13頁～22頁。
- 久部良和子 [2008]「琉球政府金融検査庁文書受け入れについて」沖縄県公文書館研究紀要 第10号 27頁～38頁。
- 月刊沖縄社編 [1983]『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（1）～（4）』池宮商会。

75) 沖縄総合事務局組織規程上の事務となっていたが、実務上は皆無であった。

- 小谷融 [2022]『琉球政府時代の証券史』中央経済社。
- 財友会（沖縄総合事務局財務部 OB 会）編 [2020]『沖縄復帰・財務ノート 業務の回顧録（金融・主計）』財友会。
- 大宝証券編 [1992]『大宝証券三十年史』大宝証券。
- 富原守保 [1964]『金融の裏窓十五年：富原守保回顧録』経済評論社。
- 豊見山和美 [2000]「沖縄県における公文書の管理と公文書館」沖縄県公文書館研究紀要 第 2 号 31頁～48頁。
- 南方同胞援護会編 [1972]『沖縄復帰の記録』南方同胞援護会。
- 西山絵里子 [2019]「受け継がれる琉球政府文書：その経緯と動向」デジタルアーカイブ学会誌 3（1）15頁～25頁。
- 八一会編 [1992]『琉球政府金融検査庁-回顧録-』八一会事務局。
- 外間完和 [2004]『キャラウェイ旋風 琉球政府金融検査部長回顧録』ひるぎ社。
- 松田賀孝 [1981]『戦後沖縄社会経済史研究』東京大学出版会。
- 宮里政玄編 [1975]『戦後沖縄の政治と法-1945年～1972年-』東京大学出版会。
- 琉球銀行調査部編 [1984]『戦後沖縄経済史』琉球銀行。
- 琉球銀行調査部編 [1985]『琉球銀行三十五年史』琉球銀行。
- 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970]『金融年報（昭和45年創刊号）』琉球政府。
- 琉球政府内政局理財課編 [1960]『金融関係法令集 1960年版』南陽出版社。
- 琉球政府内務局金融検査部銀行課監修 [1964]『銀行関係法令集』那覇銀行協会。
- 琉球政府立法院事務局編 [1969]「立法院のしおり」琉球政府。